

令和7年8月29日

令和8年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 令和8年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	500	500	—	0.0
うち 国内債	500	500	—	0.0
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	500	500	—	0.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和8年度末 残高(見込)	令和7年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	100	100	—	0.0
うち 出 資	100	100	—	0.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	1,630	1,380	250	18.1
うち 国内債	1,630	1,380	250	18.1
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,730	1,480	250	16.9

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		800	800	—
(内訳)	融資	640	640	—
	出資	160	160	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和8年度 要 求 額	令和7年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		800	800	—
(財源)	財政投融资	500	500	—
	財政融資	—	—	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	500	500	—
	自己資金等	300	300	—
	政府保証（5年未満）	550	300	250
	貸付回収金	12	—	12
	債券償還	△250	—	△250
	貸付金利息	58	50	8
	借入金利息	△ 6	△4	△3
	債券利息	△ 11	△11	△0
	事務費	△ 13	△10	△2
	その他	△ 39	△25	△14

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

（機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構）

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下、「機構」）の出融資対象である利用料金収入で費用を回収するPFI事業は、利用料金収入という施設の需要変動リスクを民間が負担するものであり、このリスクに対応した資金調達が必要となるところ、我が国では、インフラに対してリスクマネーを供給する市場が形成されていない。

このため、官民出資により構成される機構が当該事業に対しリスクマネー（原則メザニンファイナンス）を供給することで、民間投資を喚起し、インフラ投資市場の形成を促進するとともに、PFI事業の更なる推進を図るものである。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構の出融資対象事業は、インフラの整備において民間の資金・ノウハウを最大限活用できる一方、需要変動リスクのある利用料金収入で費用を回収するPFI事業に限定されている。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和7年改定版）」（令和7年6月4日）において、PPP/PFI は、公共施設等の整備・運営に民間事業者の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現する手法であり、その効果は財政負担の軽減のみならず、社会課題の解決と経済成長を同時に実現し、成長と分配の好循環の実現を生み出すことに貢献するものであることから、新しい資本主義の中核となる新たな官民連携の柱として PPP/PFI を推進していく必要があるとされている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日）において、PPP/PFI を推進することとされている。

この方針の実現に寄与するため、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対するメザニンファイナンス等の支援等を行う。また、政府保証により、大規模のコンセッション事業等のPFI事業に対するメザニンファイナンス等の支援にも対応可能としている。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

機構の出融資対象であるインフラ事業（PFI事業）は、需要変動リスクがあるが比較

的安定的なキャッシュフローが見込まれるため、当該事業への出融資からの利息収入等を通じた安定した収益性が見込まれる。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和8年度の要求においては、過年度の支援決定案件及び、機構に寄せられている民間企業からのニーズ等を踏まえて実需に即した要求としている。

(参考：過去3か年の財政投融資の運用残額)

	4年度	5年度	6年度
運用残額	500 億円	500 億円	500 億円
運用残率	100.0 %	100.0 %	100.0 %

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

該当なし

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

令和8年度に資金調達の可能性のあるコンセッション事業等のPFI事業に対し、事業の検討段階から支援に向けた調整を円滑に行うため、政府保証債500億円を要求するもの。

なお、以下の要素を勘案すると、機構における政府保証の活用は、政府保証に係る4類型における類型iv②に該当するといえる。

機構の出融資対象であるPFI事業を実施する民間事業者にとって、当該公共施設の整備等を実施する事業は新規事業となり、政府保証の付与がなければリスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなる。

PFI事業（インフラ事業）は、中長期の安定的なキャッシュフローが見込まれるものの、投資の回収に時間を要し、事業期間が長期にわたるものであり、長期の債券発行を合理的な範囲で行うことで、財務レバレッジを拡大できる効果が相当程度見込まれる。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

大規模なコンセッション事業等のPFI事業に対し、機構が補完を行う金融支援として、必要と見込まれる金額である政府保証債500億円を要求するもの。

< 5 年未満の政府保証について >

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証借入金

令和 8 年度の予算積算時に想定していなかった案件への支援、支援想定額の上振れ、その他の要求時に見込まれていない支援に対応するための政府保証借入金として 300 億円要求するもの。

機構の出融資対象である PFI 事業を実施する民間事業者にとって、当該公共施設の整備等を実施する事業は新規事業となり、政府保証の付与がなければリスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなる。

一時的な繋ぎ資金としての借入金への政府保証の付与により、リスクプレミアムの抑制が見込まれる。

また、令和 8 年度に償還を迎える政府保証債 250 億円の借換分として政府保証借入金を 250 億円要求するもの。

本借換は平成 28 年度及び令和 3 年度に発行した政府保証債の満期到来に伴うも

のであり、当時の調達金利は平成 28 年度分（10 年）が 0.145%、令和 3 年度分（5 年）が 0.001%と低利で抑えられていたが、足元、金利上昇が進んでいるため、資金調達コスト軽減の観点から政府保証を付与した上で、短期の借入金による借換を行うものである。

2. 必要とする金額の考え方

（1）政府保証借入金

想定していなかった案件への支援、支援想定額の上振れ、その他の要求時に見込まれていない支援に対応するための政府保証借入金として 300 億円、借換分として政府保証借入金を 250 億円要求するもの。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

機構は、利用料金収入で費用を回収するPFI事業に対して出融資等を行い、コンセッション方式等に対する出融資等の予算として、政府保証500億円を要求するもの。
掲載箇所・内容は以下の通り。

○「経済財政運営と改革の基本方針2025」P47抜粋

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(4) 戦略的な社会資本整備の推進

(PPP/PFIの推進)

公共サービスを効率的・効果的に提供するPPP/PFIについて、改定アクションプランに掲げる目標を着実に達成することを目指し、ウォーターPPP等の重点分野における伴走支援体制の構築や、検討手続の効率化・検討期間の短縮化を推進する。民間企業の努力や創意工夫により適正な利益を得られる環境の構築、分野横断型・広域型の案件形成の促進、空き家等の既存ストックを活用するスモールコンセッション、地域プラットフォームを活用した官民の連携強化に取り組む。

6 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：株式会社民間資金等活用事業推進機構)

1. 決算についての総合的な評価

機構における令和6年度の支援決定件数は3件、支援実行額は貸付金29億円であった。

翌期以降においても、今後の事業の進展等に伴い、順次、支援決定に向けての検討がなされる予定である。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

- 資産：令和6年度末の資産合計は、112,779百万円。
- 負債：令和6年度末の負債合計は、88,399百万円。
- 資本：令和6年度末の株主資本は、24,380百万円。

(2) 費用・収益の状況

- 費用：営業費用は、570百万円。営業外費用は、31百万円。
 - 収益：営業収益は、2,051百万円。営業外収益は、20百万円。
- 結果として経常利益1,471百万円、当期純利益1,021百万円を計上している。